

一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会（以下「この法人」という。）定款第5条から第10条までの規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(入会手続)

第2条 定款第6条の申込みは、入会申込書（様式第1号）をこの法人に提出することによって行う。

(会員名簿)

第3条 入会した者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第2号）に登録する。

2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(経費の負担)

第4条 定款第7条に規定する経費の負担は、会費800円（月額）とする。

2 正会員のうち、この学校に在学する生徒が2人以上ある保護者等にあっては、会費は前項の会費に在学する生徒の数を乗じて得た額を納入するものとする。

3 事業年度の途中で入会した正会員は、入会した月から会費を納めなければならない。

4 この学校に在学する生徒が、留学又は休学したときは、当該生徒の保護者等である正会員は、当該事由の発生した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間は、経費負担を要しない。

(会費等の納入)

第5条 正会員は、毎事業年度の会費として理事会で別に定める方法により、理事会で別に定める日までに納入しなければならない。

第6条 特別会員から寄附等の申し出があった場合については、その都度納入する。

(退会手続)

第7条 定款第8条の退会届は様式第3号による。

2 会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。定款第9条及び第10条の規定により会員でなくなったときも同様とする。

(会員資格の喪失等に伴う会費の取扱い)

第8条 正会員が会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月の翌月以降の期間について既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

2 正会員が事業年度の途中で会員資格を喪失した場合において、会員資格を喪失した日の属する月以前の期間について未納の会費があるときは、当該未納の会費を納入しなければならない。

3 この学校に在学する生徒が留学又は休学した場合において、留学又は休学した日の属する月の翌月から復学する日の属する月の前月までの期間について、当該生徒の保護者等である正会員に既納の会費があるときは、当該既納の会費を返還するものとする。

(規則の変更)

第9条 この規則は、理事会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の会費の額の変更については、総会の決議を要する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規則は、一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月1日から施行する。（第4条一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。（第4条一部改正）

様式第1号 (第2条関係)

一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会入会申込書						
私は、貴後援会の正会員（特別会員）として入会したいので申し込みます。						
入会希望時期 令和 年度（令和 年 月）						
令和 年 月 日						
〒						
住所						
氏名（法人名・代表者名）						
生徒名				受検番号		
一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会長 様						

様式第2号 (第3条関係)

一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会会員名簿

会員種別	入会年月日	会員名		住所又は所在地	退会年月日	摘要
		氏名（法人名・代表者名）	生徒名			
	・・・				・・・	
	・・・				・・・	
	・・・				・・・	
	・・・				・・・	

(注) 1 会員種別は、正会員、特別会員の区別を記入する。

2 摘要欄は、退会事由その他必要な事項を記入する。

様式第3号 (第7条関係)

一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会退会届						
私は、貴後援会を退会したいので届け出ます。						
退会予定期日 令和 年 月 日						
令和 年 月 日						
〒						
住所						
氏名（法人名・代表者名）						
生徒名				生徒番号		
一般社団法人静岡県立裾野高等学校後援会長 様						

